

# 学校いじめ防止基本方針

津島市立南小学校

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるとともに、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

これらの基本的な考えを基に、学校全体として組織的に対応することが何より必要である。特に全教職員が日頃からささいな兆候を見逃すことのないように、常に児童の様子に気を配り、いじめの早期発見・早期対応に努めなくてはならない。

本校においては、児童をいじめに向かわせないように人権尊重の精神を基盤において、児童一人一人の能力や違いを認め合い、その個性を伸ばさせる中で、成就感や学ぶことの楽しさを体感できる学校、学級づくりに取り組んでいく。また、本年度の重点目標「ひらかれ、むすばれていく子どもたち－自他の存在を尊重し、ともに生きる人権総合学習－」として①生きる力を育む授業づくり②一人一人を大切に作る仲間づくり③豊かな表現力、豊かな心を育成 を目指した教育活動を行い、その中で①自立意識、自己肯定感②豊かな人間関係③表現力を身に付け思いやりに満ちた人間関係が築けることができる学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

いじめのささいな兆候や懸念、児童、保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、必要に応じてスクールカウンセラーで「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、起きてからの対処にとどまらず原因究明、未然防止に努める。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・毎月1回全職員でいじめ・不登校に関する情報交換を行い、全職員で児童を見ていく。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応

- する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ◎ 児童同士、教師間、教師と児童、それぞれの信頼感ある人間関係を気づくことのできる学級づくり・学校づくりを進める。
- ◎ 人権教育…各学年で人権総合学習を行う
- ◎ 道徳教育
  - ア 児童生徒同士の関わりを大切に、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
  - イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
  - ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
  - エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施（年3回）し、児童生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

### 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめ問題取組チェック表を年に2回実施（6月、2月）及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（1月）して、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ基本方針」は5月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】

